

石川県公報

令和3年6月3日(木曜日)

号 外

(第40号)

目 次

規 則	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	1
○石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	1

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部改正)

第二条 麻薬中毒者入院費用徴収規則(昭和四十年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第五条の二及び第二条の規定による改正後の麻薬中毒者入院費用徴収規則第三条の規定は、令和三年七月分以後の入院に要する費用の徴収額の算定について適用し、同年六月分以前の入院に要する費用の徴収額の算定については、なお従前の例による。

石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則

石川県障害者支援施設等条例施行規則(平成二十四年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「五百五十円」を「五百六十円」に改める。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

